保健福祉だより

5月

◎事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
8	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	保健福祉センター
9	水	機能訓練 （後遺症者の集い）	脳卒中及びその他後遺症者	
		予防接種 「三種混合③」 午後1時30分から	初回 生後3ヵ月から7歳6ヵ月 追加 初回（3回）終了後12ヵ月から18ヵ月まで	
15	火	胃がん検診 ・対象者は、40歳以上の一般住民 ・ただし、39歳以下でも希望者は受診できます ・受付午前7時30分から	東長島集落センター 曲通多目的施設 大別当集落センター	保健福祉センター
16	水		保健福祉センター	
17	木		保健福祉センター	
18	金		保健福祉センター	
23	水	機能訓練 （後遺症者の集い）	脳卒中及びその他後遺症者	保健福祉センター
25	金	予防接種「麻しん」 午後1時30分から	生後12ヵ月から7歳6ヵ月	
26	土	乳がん・子宮がん検診 受付午前8時から9時	30歳以上の女性の方	
29	火	1歳6ヵ月児健診 午後1時30分から	平成11年10月1日から平成12年1月31日生まれ	
30	水	乳がん検診 午後6時30分から	30歳以上の女性の方	

犬の引き取り日　10日(木)
取り締まり日　11日(金)、25日(金)

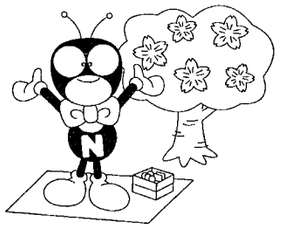

年金コーナー

免除制度や学生納付特例制度をご存じですか？

病気やケガ、あるいは近年の不況等の原因により、一時的に保険料の納付が困難になった場合、未納のまま放置されず、まず役場にご相談下さい。

国民年金には免除制度があり、申請が認められると最大10年間の保険料延納が出きるとともに、納付義務がなくなります。

又、20歳以上の学生の方には学生納付特例という制度がご利用いただけます。

どちらの制度も申請が必要ですので、ご希望の際は役場住民課までお申し込み下さい。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

保険料の納付には、口座振替が便利で確実です。

口座振替は一度手続きしていただければ、毎月25日（土日曜祝日の場合は次の営業日）に指定された口座から引き落としされます。

このため、窓口にお越しいただく手間や、ついうっかりの納め忘れがなくなります。

ご希望される場合は、役場住民課及び指定金融機関までお申し出下さい。

平成12年度国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

現在お手持ちの平成12年度国民年金保険料納付書は、4月27日(金)で使えなくなるとともに、役場窓口で納めることもできなくなります。

又、保険料の未納がある方で、納付書を紛失された場合は、ご連絡いただければ再発行いたします。

歯の健康Q&A

Q 親知らず歯がはえてきたのですが、抜いたほうがよいのでしょうか。

A 親知らず（第3第臼歯）は智歯とも言い、20歳前後にお口の1番奥にはえてきます。現在人は顎の骨が退化傾向にあり、骨格が小さくなってきているため、智歯ははえてこなかったり、斜めに少しだけはえたりすることがあります。後者の場合、歯みがきがしづらいことが多く、むし歯や歯周病を起こしたり、傾いた智歯が頬の内側の粘膜にあたって傷をつけたりすることがあります。そんな時は抜いた方がよいでしょう。

新潟県歯科医師会

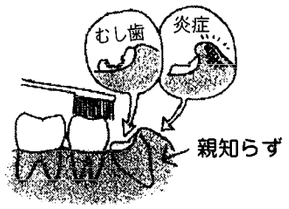

平成13年4月からの保育料をお知らせします

平成13年度保育料は、左の表のとおりとなりました。

今回は、微収金額は昨年度と変わりありませんが、第4階層から第7階層までの区分の定義が改正されました。

この一部改正は、厚生労働省の指針に近づけたものです。

みなさんのご理解をお願いします。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収金額（月額）円		
階層区分	定義		0歳児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
第2	第1階層及び第4階層から、第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,000 （4,000）	7,000 （3,500）	5,000 （2,500）
第3		市町村民税課税世帯	18,200 （9,100）	17,200 （8,600）	14,300 （7,150）
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	29,200 （14,600）	28,200 （14,100）	25,600 （12,800）
第5		64,000円以上 160,000円未満	36,900 （18,450）	34,900 （17,450）	29,100 （14,550）
第6		160,000円以上 408,000円未満	38,700 （19,350）	36,700 （18,350）	29,100 （14,550）
第7		408,000円以上	39,200 （19,600）	37,200 （18,600）	29,100 （14,550）

※注　（　）内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合に、半額となる児童1人分の保育料です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存じですか

◎児童扶養手当

父と生計を同じくしていない児童を育てている母などに支給されます。

○対象となる児童

18歳到達後の最初の3月31日まで（障害児については20歳未満）で、次のいずれかに該当する方です。

・父母が婚姻を解消した児童
・父が死亡した児童
・父が重度の障害の状態にある児童
・婚姻によらないで出生した児童
　など

※支給要件に該当してから5年を過ぎても手続きを行わないと、手当を受けられなくなります。

◎特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を育てている父母などに支給されます。

○対象となる児童

・目や耳など身体の不自由な児童
・日常の生活を制限される程度の病気にかかっている児童
・知的発達に障害のある児童
　など

※両手当とも所得額により支給されない場合があります。

詳しくは、役場住民課住民係にお尋ねください。

中嶋正子さん 地球温暖化防止活動推進員に委嘱されました

新潟県では、将来の地球環境悪化の要因となる地球温暖化現象について、その対策として県内市町村に地球温暖化防止活動推進員を置くことにしました。

地球温暖化防止活動推進員は、地域住民のみなさんと共に環境問題の重要性を理解し、将来の地球環境を少しでも良くするため、身近なところから環境保全に取り組んでいきます。

月潟村では、中嶋正子さん（月潟）が県より推進員として委嘱されました。

今後のご活躍を期待いたします。

平成13年度 栄養教室の受講生を募集します

わが村においても、人口の高齢化、食生活の乱れや運動不足などに伴い、糖尿病や肥満、動脈硬化など生活習慣病が大きな問題になっています。

「自分の健康は自分で守る」という認識のもとで、乳児からお年寄りまでの幅広い健康づくりが求められています。

この健康づくりを推進するために、栄養教室を開催します。受講希望者はふるって申込みください。

☆実施期間
5月から12月まで計8回で各月1日コース

☆会　場
潟東・味方・中之口・月潟・西川の各保健センター（交替制）

☆募集定員　5名

☆募集締切　4月27日(金)

☆申込・問い合わせ先
役場住民課
保健福祉係へ